

平成 26 年 3 月 25 日

令和 8 年 4 月 24 日改正

大阪府都市整備部

工事請負契約におけるインフレスライド条項の運用について

大阪府では、下記のとおり、インフレスライド条項（建設工事請負契約書第 25 条第 6 項）を平成 26 年 4 月 1 日から運用することとしましたので、お知らせします。

また、都市整備部（住宅建築局のぞく）における運用についても下記のとおり定めたので併せてお知らせします。

記

1. 大阪府の運用について（ホームページへのリンク）

1) お知らせ文

(https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/31329/infule_unnyou.pdf)

2) 運用マニュアル

(https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/31329/22_195-120kouji-innfuresuraido-unnyoumanyuaru20r341.pdf)

2. 都市整備部（住宅建築局のぞく）の運用について

1) 運用マニュアル「5. 出来形数量の確認」のうち、「工事出来高内訳書」については、別添【都整様式-1】による。

2) 運用マニュアル「5. 出来形数量の確認」のうち、「実施工程表付き工事履行報告書」については、任意で作成した実施工程表を添付した上で、土木工事請負必携の提出書類様式（様式-20）「工事月報」を提出できるものとする。

※改正前も適用可能です

3) 1) 及び 2) については、いずれも受注者が作成し、発注者に提出する。

○問合せ先

大阪府都市整備部事業管理室
技術管理課技術力強化グループ
代表 06-6941-0351（内線 2962）